

相談機関一覧

名称	所在地	電話番号	相談時間
秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館5階	018-896-1531	平日 8:30~17:00

	名称	所在地	電話番号	管轄区域
市 福 祉 事 務 所	秋田市福祉事務所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1	018-888-5690	秋田市
	能代市福祉事務所	〒016-8501 能代市上町1-3	0185-89-2947	能代市
	横手市福祉事務所	〒013-8601 横手市中央町8-2	0182-35-2133	横手市
	大館市福祉事務所	〒017-8555 大館市字中城20	0186-43-7054	大館市
	男鹿市福祉事務所	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-24-9117	男鹿市
	湯沢市福祉事務所	〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1	0183-78-0166	湯沢市
	鹿角市福祉事務所	〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50	0186-30-0235	鹿角市
	由利本荘市福祉事務所	〒015-8501 由利本荘市尾崎17	0184-24-6319	由利本荘市
	潟上市福祉事務所	〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226-1	018-853-5314	潟上市
	大仙市福祉事務所	〒014-8601 大仙市大曲花園町1-1	0187-63-1111	大仙市
	北秋田市福祉事務所	〒018-3392 北秋田市花園町19-1	0186-62-6638	北秋田市
にかほ市福祉事務所	〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子淵21	0184-32-3040	にかほ市	
仙北市福祉事務所	〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8	0187-43-2280	仙北市	
県 福 祉 事 務 所	北秋田地域振興局大館福祉環境部 (北福祉事務所)	〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3951	小坂町、上小阿仁村
	山本地域振興局福祉環境部 (山本福祉事務所)	〒016-0815 能代市御指南町1-10	0185-55-8020	藤里町、三種町、 八峰町
	秋田地域振興局福祉環境部 (中央福祉事務所)	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1	018-855-5175	五城目町、八郎潟町、 井川町、大潟村
	平鹿地域振興局福祉環境部 (南福祉事務所)	〒013-8503 横手市旭川一丁目3-46	0182-32-3294	美郷町、羽後町、 東成瀬村

子どものために話し合っておくこと ～ 養育費と面会交流 ～

- 子どもが安心して暮らしていけるよう、離婚の際には、「養育費」と「面会交流」について決めることが大切です。
- 養育費の分担は親の義務です。子どもと離れても、経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えましょう。
- 取り決め内容は、後日争いが生じないように、書面に残しましょう。(養育費と面会交流どちらも取り決めることが好ましいですが、どちらか一方を取り決めることもできます。)
- 当事者間で話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができる。
- 養育費や面会交流のことでお悩みの方、手続きについて詳しく知りたい方は、ひとり親家庭就業・自立支援センター又は各福祉事務所にご相談ください。(連絡先は3ページの相談機関一覧のとおりです。)

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課
〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 本庁舎2階
TEL:018-860-1344 FAX:018-860-3844

書面での取り決める意義

父母間での取り決め内容は、口約束だけでなく書面に残すことで客観的な証拠となり、無用なトラブルを軽減することができます。書面は2通作成し、双方で1通ずつ保管しましょう。

※ただし、父母間で取り交わした書面は、公正証書等とは異なり、「私的書面」としての位置づけになります。また、市町村戸籍窓口などの行政機関へ提出するものではありません。

書面にすることが望ましい内容

1 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務です。婚姻中は父母が共同で行使しますが、離婚後は、共同での行使が難しいので、父母の一方が親権者となります。未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際は、離婚届の提出にあたって、それぞれの子どもの親権者を定める必要があります。

いずれの親と暮らすのが子どもにとってより望ましいのか、父母が子どもの福祉の視点に立ってしっかりした話し合いをする必要があります。

2 養育費

養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、両親がその経済力に応じて養育費を分担することになります。離婚時には、親権者を定めるのと並行して、金額、支払時期、支払期間、支払方法等を具体的に決めておきましょう。

子どもが複数いる場合は、それぞれについて決めておくといでしょう。

① 養育費の額

父母で話し合っ決めてる際、参考として「養育費算定表」があります。「養育費算定表」は、裁判所が公表しており、ホームページ等で見るすることができます。

② 養育費の支払期限

支払いの期限を決めましょう。また、毎回決めた期限までに支払しましょう。

③ 養育費の支払期間

支払いの始期と終期を決めておきましょう。

④ 養育費の支払方法

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。

⑤ その他

定額の養育費とは別に、入学金や医療費等の臨時的な費用負担等についても決めておくといでしょう。

3 面会交流

子どもは、両親それぞれが自分のことを大切な存在であると感じることによって、深い安心感と自尊心を育むことができます。面会交流は、子どものためのものですので、子どもにとってどのような内容が望ましいかという視点で、具体的な条件を決めておきましょう。

① 交流の頻度と方法

週又は月に何回、何時間、宿泊(何泊程度)、手紙や電話のやりとりを認めるか等を決めておきましょう。

② 交流の場所

交流する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所も決めておくことが望ましいでしょう。

③ 父母の連絡方法

連絡方法を具体的に決めておくことが望ましいでしょう。

④ その他

事情が変わった場合は再度協議することや、交通費等の費用負担等についても決めておくことが望ましいでしょう。

書面による取り決めの例

子どもの養育に関する合意書

記入例

1 親権

子どもの親権については、以下のとおりとします。

第1子	ふりがな あきた いちろう	氏名 秋田 一郎	平成24年5月1日生	第2子	ふりがな あきた じろう	氏名 秋田 二郎	平成26年8月22日生
		親権者	父・母			親権者	父・母
第3子	ふりがな あきた さぶろう	氏名 秋田 三郎	平成28年12月8日生				
		親権者	父・母				

2 養育費

[父・母]は[父・母]に対して、以下の条件で子どもの養育費を支払います。

	養育費の金額	支払期限	養育費の支払期間	
			いつから	いつまで
第1子	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 30,000 円 <input type="checkbox"/> 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> (22) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> () を卒業するまで <input type="checkbox"/> () まで
第2子	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 30,000 円 <input type="checkbox"/> 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> (22) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> () を卒業するまで <input type="checkbox"/> () まで
第3子	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 30,000 円 <input type="checkbox"/> 円	<input checked="" type="checkbox"/> 毎月 (25) 日まで <input type="checkbox"/> () まで	<input checked="" type="checkbox"/> この取り決めの月から <input type="checkbox"/> () から	<input type="checkbox"/> 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> (22) 歳に達した後の3月まで <input type="checkbox"/> () を卒業するまで <input type="checkbox"/> () まで
振込先				
金融機関名	〇〇	銀行・信用金庫・協同組合	←子ども名義の口座にすることも可能です。	
本・支店名	△△	店		
口座の種類	普通	当座		
口座番号	123456			
口座の名義	アキタ ハナコ			

3 面会交流

	面会の内容	交流の頻度	その他
第1子	<input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊あり) <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月に1回程度 <input type="checkbox"/> に回程度 <input type="checkbox"/> に回程度	3時間程度 その他取決め事項 (例) ・面会の場所 ・父母の連絡方法 ・子どもの誕生日の過ごし方
第2子	<input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊あり) <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月に1回程度 <input type="checkbox"/> に回程度 <input type="checkbox"/> に回程度	<input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに2泊3日程度
第3子	<input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊なし) <input checked="" type="checkbox"/> 面会(宿泊あり) <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 1か月に1回程度 <input type="checkbox"/> に回程度 <input type="checkbox"/> に回程度	<input checked="" type="checkbox"/> 夏休みに2泊3日程度

子どもの養育について、以上のとおり合意します。

令和3年9月1日

父	母
ふりがな あきた たろう	ふりがな あきた はなこ
氏名 秋田 太郎	氏名 秋田 花子
〒010-0001 秋田市〇〇町-△-□ 電話 090-123-456 メール abc@akita.ne.jp	〒010-0002 秋田市××町-□-△ 電話 080-456-789 メール xyz@akita.ne.jp